

桑名市告示第120号

桑名市産婦健康診査費用助成事業要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市産婦健康診査費用助成事業要綱の一部を改正する告示

桑名市産婦健康診査費用助成事業要綱(令和4年桑名市告示第86号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない特別の理由があると認める者は、対象者としてすることができる。

第3条第2項中「5,000円」を「三重県市長会が公益社団法人三重県医師会等との間で締結する産婦健康診査委託契約に定める委託単価の額」に改める。

様式第1号中「

区分	(年度分)			
	① 1回目 (産後2週間前後)	年	月	日
② 2回目 (産後1か月前後)	年	月	日	受診

」を「

区分	① 1回目 (産後2週間前後)	年	月	日	受診
	② 2回目 (産後1か月前後)	年	月	日	受診

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の桑名市産婦健康診査費用助成事業要綱様式第1号により提出されている申請書は、この告示による改正後の桑名市産婦健康診査費用助成事業要綱様式第1号による申請書とみなす。